

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

全国的に人口が減少傾向に推移している中、本市の人口は増加しており、令和2年の国勢調査によると14.3万人であり、推計上は令和12年の14.7万人まで増加する見込みである。人口構成では、京阪神のベッドタウンであるとともに、工場や大学の立地もあり、周辺地域から就業者や学生を集める雇用や学びの場としての特性を持っていることから、大学生や団塊ジュニアといわゆる働き盛りの子育て世代も多い。

また、本市の産業構造については、令和3年における民営の事業所数は4,913事業所、従業員数は73,213人であり、民営の事業所数は「卸売業・小売業」が最も多く、従業員数は「製造業」が最も多いのが特徴であり、市内従業者の約19%が製造業に従事している。また、本市の民営の全事業所の内、従業員が100人未満の事業所は約97.6%であり、本市は中小企業が集積している地域である。そして全国的な状況と同様に、多くの業種において人手不足が深刻な課題となっている。(令和5年度版草津市統計書, 2024年, p. 17)

以上のことから、当市の中小企業において先端設備等の導入を促進し、労働生産性を向上させることで、人手不足および今後予測される少子高齢化といった課題の解決を図ることを目的とし、計画を策定するものである。

(2) 目標

市内企業の技術向上や経営革新を促すとともに、各企業の優れた技術や製品の発信に努める。これを実現するための目標として、本計画期間中に56件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

草津市では、様々な分野における産業構造の高度化を図り、経済の活性化と市民生活の安定に資することを目的としていることから、幅広い分野での労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

より幅広く労働生産性の向上を図るため、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

設備等の種類と同様、草津市では、様々な分野における産業構造の高度化を図り、経済の活性化と市民生活の安定に資することを目的としていることから、幅広い分野での労働生産性の向上を図るため、対象業種・事業ともに限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・市税の滞納がないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。